

宮崎市森林整備計画変更計画書

計画期間 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 1 5 年 3 月 3 1 日
(令和 7 年 4 月 1 日変更)

宮 崎 県

宮 崎 市

目 次

1	変更理由	1
2	変更の始期	1
3	変更の内容	
II	森林の整備に関する事項	1
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	

1 変更理由

全国森林計画の策定及び地域森林計画の変更に伴い計画事項の記載内容等に変更が生じたため、森林法（昭和26年法律第249号）第10条5第1項の規定に基づき策定した宮崎市森林整備計画書の一部を、同法第10条の6第3項に基づき変更する。

2 変更の始期

令和7年4月1日から適用する。

3 変更の内容

① 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第1の2のオ」を次のとおり変更する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

オ 伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整備第1157号林野庁長官通知）、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）及び「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）」に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意するものとする。

② 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第7の3の（2）」を次のとおり変更する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

3 作業路網の整備に関する事項

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。また、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要である。

これまで本市では、所有形態が小規模である森林について、きめ細かな森林施業を実施するため、基幹道からの支線としての作業路開設を推進してきたところである。

今後も、国が定める「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整備第656号林野庁長官通知）を基本とし、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）等に基づき、路線の選定や適正路面勾配の検討を十分に行うとともに、工事に際しては法面整形の徹底に留意しながら、必要に応じて木柵工の設置や種子吹付けを行うなど、土砂流出防止に万全を期し整備を推進することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整備第656号林野庁長官通知）や「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に維持・管理するものとする。